

入札参加者は、地方自治法、同法施行令、建設業法、同法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、井手町財務規則、入札心得、入札公告、入札通知書、仕様書、設計図及び、契約書案のほか、次の事項に留意してください。

1 技術者の適正配置について

建設業法等に規定している次の事項を遵守してください。

- (1) 請負金額が3,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければなりません。
- (2) 下請契約の請負代金の合計が4,000万円（建築一式の場合は6,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者（監理技術者資格者証の交付を受けている者に限る。）を配置しなければなりません。

なお、配置する監理技術者については、次の資料を提出してください。

ア 監理技術者資格証（表・裏）の写し

イ 監理技術者講習（登録講習）修了証の写し（平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持している者のみ。なお、その者にあっても平成16年2月29日以前に「指定講習」を受講した場合については、「指定講習」に係る修了証の写しを提出するものとする。）

- (3) 現場代理人及び専任の技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければなりません。

なお、ここで「恒常的な雇用関係」とは、入札の申込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいいます。

また、「入札の申込み日のあった日」とは、次の日をいいます。

一般競争入札＝入札参加資格確認申請日

指名競争入札＝入札の執行日

随意契約＝見積書の提出日

- (4) 営業所における専任の技術者は、工事現場の監理技術者（監理技術者及び主任技術者）にはなれません。

ただし、特例として、当該営業所で請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しう程度に工事現場と営業所が接近し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない主任技術者になることができます。

- (5) 入札等に当たって、指名競争入札で入札通知を受けた者が、必要となる技術者等が配置できない場合は、具体的な理由を付した辞退届を提出し、入札等を辞退してください。

また、一般競争入札に参加申請を行った後に、必要となる技術者等が配置できない場合は、資格確認通知前に具体的な理由を付した取下届を提出し、参加申請を取り下げてください。

- (6) 必要な技術者が配置していないことが明らかとなった場合には、建設業法の規定に基づく処分を受けるほか、一般競争入札の場合で、資格確認通知後に正当な理由がなく入札を辞退した

場合は、井手町の指名停止措置を受けることがあります。

2 入札に当たっての留意事項

- (1) 町では、入札に付す全ての工事等で、予定価格の事前公表を行っています。事前公表された予定価格を上回る入札は失格となります。その場合、さらに、井手町の指名停止措置を行なうことがありますので注意してください。なお、入札回数は1回限りです。
- (2) 入札書記載金額は消費税抜きの金額になりますので、間違わないよう十分注意してください。
- (3) 事前公表された予定価格以下で入札することができない場合は、入札辞退届を提出し、入札を辞退してください。一般競争入札に参加申請を行った後の場合は、資格確認通知前に具体的な理由を付した取下届を提出し、参加申請を取り下げてください。
- (4) 郵便入札の場合は、表封筒に「入札用封筒に入った入札書」と「工事費内訳書」を入れて送付してください。工事費内訳書の提出がない場合は、無効となります。

3 工事費内訳書の作成について

工事費内訳書作成に当たっては、次の点に注意してください。

- (1) 工事費内訳書の様式は「任意」としてありますが、閲覧設計書に添付する参考資料の本工事費内訳書等の項目に一致させて作成してください。ただし、表紙は、工事番号、工事名、商号名を記載し、工事費内訳書の合計金額は、表紙に記載しないでください。
- (2) 工事費内訳書の合計金額（消費税込み）は、予定価格以下で作成し、入札書に記載する金額に対応するよう作成してください。ただし、必ずしも一致する必要はありませんが、入札書に記載する金額は工事費内訳書の合計金額（消費税抜き）以下としてください。
- (3) 積算ソフトを利用される場合や積算を第三者に委託される場合でも、自社で調達可能な労務費、資材費等によって再積算を行った上で、内訳書を作成してください。

4 完成検査について

工事完成届を提出する際には、次の条件を満たしている必要があります。

- (1) 設計図書（追加、変更指示を含む。）に示されているすべての工事が完成していること。
- (2) 契約書に基づく監督職員の請求した改造が完成していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

5 その他

(1) 契約解除予約条項及び損害賠償請求条項の設定

談合等不正行為により発注者に損害が生じた場合に、請負者に対して契約解除や損害賠償の請求ができる条項を契約書に盛り込んでいます。

(2) 入札の辞退

指名競争入札の場合、開札の開始前まで（郵便入札の場合は入札書の送付まで）は、具体的な理由を付した上で辞退することができます。

なお、一般競争入札では、資格確認通知あるいは入札通知後は、真にやむを得ない場合を除き入札を辞退できません。指名競争入札の場合も含めて、正当な理由なく入札を辞退した場合は、井手町の指名停止措置を受けることがあります。

郵便入札の場合、入札書を郵便で提出した後は、開札の前後問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回することはできません。

(3) 閲覧設計図書に疑義がある場合

閲覧設計図書について疑義がある場合は、「設計図書に関する質疑書」により、提出期限までに

書面で提出してください。